

篠崎進士 法律事務所報



2013年 新春号

②

今こそ求められる総合的な組織犯罪対策 所長弁護士 篠崎芳明

③

飛躍の年に 副所長弁護士 進士 肇

④

反社との面談・交渉の仕方について（その2） 弁護士 小川幸三

⑤

身近な法律問題Q&A 弁護士 石黒一利

⑥

債権回収について 弁護士 鈴木哲広

⑦

今年から源泉税が変わります 税理士 藤代節子

⑦

入所挨拶 弁護士 鶴岡拓真

⑧

近況報告

今こそ求められる 総合的な 組織犯罪対策



篠崎・進士法律事務所所長
弁護士 篠崎 芳明

企業による暴力団との自主的な取引取り止め、みかじめ料など理屈の通らない支払いの拒絶、暴排条例・改正暴対法の各施行など、暴力団に対する社会的締め付けが強化されている。資金源が細くなった暴力団は、全国的には員数を減少させている。

しかるに北九州地区では、組織的な暴力的反撃が起きている。暴力団員と思しき者による、暴力団排除活動を行っている一般市民に対する悪質な襲撃事件が多発し、暴力団対策を担当してきた（元）警察官に対する銃撃事件（殺人未遂）までもが発生している。この地区では、拳銃や銃弾などに加えて、弾頭付きロケットランチャーも発見され押収された。

暴力団の反撃方法は、手榴弾や火焰瓶の投擲による多数人への襲撃、女性の顔面を狙った刃傷など極めて悪質である。そして、彼らは何が何でも犯人を検挙させないことに徹底した工夫をしている。平成24年に発生した民間人への襲撃事件について残念ながら犯人の検挙は全くなされていない。

何が何でも犯人を検挙させない組織的襲撃の手口はマフィアの手口である。このようなことから暴力団のマフィア化が懸念されている。マフィアは、組織の隠蔽（沈黙の掟）、組織的行動の徹底（服従の掟）、犯人検挙回避策の徹底により、永いこと検挙を免れ続けてきた。

言うまでもないが、日本は世界有数の自由主義国家であり、民主主義国家である。その基盤の下に経済的發展を遂げてきた。自由主義国家においては、ルール（法）の遵守が当然の前提である。ルールが確実に守られてこそその自由主義国家なのである。とすれば、法を絶対的に無視する暴力団は、正に日本社会の敵である。日本が法律の遵守を前提とする自由主義国家である以上、法を無視する暴力団の存在を絶対に許してはならない。

しかし、問題なのは、日本の治安を脅かし社会に不安を与えている組織は、暴力団だけではないということである。昨年10月に放映されたNHK「クローズアップ現代」は、「半グレ集団」なる組織が複数存在することを明らかにした。彼らは、多人数で六本木のクラブでバットや棍棒で飲食客を襲撃した。リーダーは元暴走族とのことだが、暴力団組織には所属しないで、暴力団以上に市民や社会に脅威を与えているのである。暴力団も「半グレ集団」も、組織暴力であることに変わりはない。

法治国家においては、司法制度が健全に機能していることが大前提であり、（刑事）司法制度を担う警察が本来の役割である犯人検挙をなしえなければ、日本は法治国家としての鼎の軽重を問われかねない。北九州における犯人未検挙は、警察に対する市民の信頼を揺るがしているのである。

犯人を検挙できない理由の一つに、捜査手法が古すぎるという指摘がある。通信傍受など薬物犯罪等に対して認められている捜査手法を、今こそ組織犯罪捜査にも導入すべきである。

日本が真に「安心・安全」な社会であり続けるために、総合的な「組織犯罪対策」が求められている。通信傍受、司法取引など新たな捜査手法の容認、犯人検挙に協力してくれた市民の安全の確保、法廷における証人の姿・形の遮蔽措置や証言の音声変更、組織犯罪の重罰化など、先進国では既に認められている組織犯罪対策を、手遅れにならないうちに早急に構築しなければならないと考える。

2013年（平成25年） 1月

飛躍の年に

尖閣諸島、竹島問題と、日本が外交問題に揺れた平成24年。経済の方は、円高、不安定な日中関係、欧州危機が影響し、日本経済の構造変化も相俟って、名だたる大企業も舵取りに苦労しています。今年3月末には金融円滑化法終了で待ったなし。激動の一年を迎えようとしています。

厳しい環境にありながらも、当事務所はお陰様で、全ての業務分野で昨年一年間順調に仕事をこなすことができ、また新たな気持ちで平成25年を迎えることができました。これも平素からの皆様方のご厚情の賜であると感謝しております。

今年は1月から、鶴岡拓真弁護士（65期）が新人として加わり、楽しみです。当事務所は今年も着実に陣容を充実させながら、依頼者の皆様のさらに高度なご要望に対応できるよう努めて参ります。

平成24年の私の仕事としては、破産申立事件、同管財事件、民事再生申立代理人、同監督委員、準則による私的整理の債務者代理人といったいつもの案件の外に、会社及び株主による元取締役に対する損害賠償請求訴訟（会社法423条。被告である元取締役側）、新株発行不存在確認訴訟（会社法829条1号。被告会社側）、非公開株式の価格決定申立事件（会社法144条2項。申立会社側）・株主総会検査役（会社法306条）など、大変に興味深い会社訴訟・非訟事件を、数多く担当することができました。新司法試験審査委員（平成20～22年度）で商法を担当していた頃の勉強が、いろいろな意味で生きています。

非公開会社の買収案件（株式譲渡型）では、買主側の立場で被買収会社の法務DD（due diligence=資産査定）を行うと共に、株式譲渡契約についてのリーガルアドバイスをし、契約締結及びクロージング（決済）に漕ぎ着けました。元々良い会社であった被買収会社は、クロージング後の適切なコンサルティングによって、さらに良い会社へと生まれ変わりつつあります。M&A案件がwin-win関係で進んでいくのを見るのは嬉しいものです。プロジェクトファイナンスに関する各種契約書の作成及び法的助言の案件なども、社会的貢献度が高く、やり甲斐のある仕事です。

他方で、縁あって、ある上場会社の社外取締役就任したところ、就任後に同社に対する友好的買収が始まり、友好的買収の是非とTOB（takeover bid=株式公開買付）の価格の可否について社外取締役及び独立役員の立場で意見を述べ、TOBの成功を見届け、さらに、初めて出席した同社の株主総会（臨時）で新オーナー系の新任取締役・監査役の選任議案が可決されるのを見届けて4ヶ月半で取締役を退任するという、誠に稀有な体験もしました。

公務としては、平成24年4月から、東京弁護士会倒産法部の部長を拝命しております。当部は、前後50期に跨る600余名の部員が集まり、東京弁護士会の数ある法律研究部の中でも最も精力的に活動し、日本の倒産・再建法分野を実務・研究の両面でリードしてきた伝統ある法律研究部で



篠崎・進士法律事務所副所長
弁護士 進士 肇

す。全体会（倒産法・倒産実務に係わる裁判官・学者・弁護士を講師として招き、講演会を開催）が年6回、若手向けに中堅弁護士が破産管財業務について講義をし、ベテラン弁護士がご意見番として経験を述べるという「寺子屋」年4回、ベテラン弁護士が自身の経験した再建事案を詳細に解説するケースメソッド方式の「再建GOKUI」年3回、倒産法改正検討プロジェクト（毎月1回）、司法修習生向けの選択型実務修習の提供、「倒産法部ニュース」での広報活動などなど、企画が盛りだくさんです。執行部を構成する他の5名の弁護士と共に、いつも忙しくしております。

そんなこともあって、昨年11月には、第4回東アジア倒産再建シンポジウム（日本・中国・韓国で持ち回り開催。平成24年はソウル、梨花女子大学にて開催、本年是北京開催）にて、日中韓の法律実務家の前で、「日本の破産手続の実務」について講演する機会をいただきました。これらがきっかけとなって、類似・関連テーマでの講演・寄稿のご依頼も何件か頂戴しており、大変有り難いことです。

今年は年明け早々の1月17日（木）、「東京三弁護士会倒産法部シンポジウム『倒産と金融』～倒産実務の課題と倒産法改正の必要性～」において、東京弁護士会が当番会を務めている関係上、テーマの一つ「DIPファイナンス」につき、パネリストを務めます。このような講演・パネルディスカッション等を通じての意見発信も続けて行ければと思います。

当事務所としては、平成23年10月の東京都暴排条例施行の後（事務所報平成24年新年号でも詳しくご紹介しました）、相当多数の預金解約、証券口座解約等の案件を担当しており、様々なノウハウを蓄積することができました。この点については、小川幸三弁護士が、銀行法務21・750号（2012年10月号）にて、「預金契約からの暴力団排除手続の実際」という論考を発表しております。併せご覧いただければ幸いです。

これまでの足場をがっちり固めながら、新たな分野への飛躍の予感を覚える平成25年です。皆様方におかれましては、本年も当事務所への変わらぬご支援を賜りたくお願いを申し上げます。

反社との面談・交渉の仕方について (その2)

弁護士 前回からの続きですが、どうしても相手の支配領域内で面談・交渉をせざるをえないという場合には、まず、1人で行かず、複数人で機能的に行動することが重要です。

不動産会社管理部長 1人で行って、彼らに凄まれたら、どうしていいのか判らなくなってしまいますよ。

弁 2人と1人とでは精神的に全く違いますし、彼らもこちらが複数だと心理的拘束をしにくくなりますからね。それから、もうひとつ大きな意味があります。

部 それは何ですか。

弁 目撃者や証拠がなければ、彼らは平気で暴行・脅迫して、しかも平気でやっていないと嘘をつきます。これを防ぐという意味もあります。

あるマンションに暴力団が組事務所を構えた事件で、そこに出入りしている組員がマンションオーナーの自動車をけっ飛ばしたところをオーナー自身が現認してその場で文句を言ったら、その暴力団員が「うるせえな!」と怒鳴り返してきて肩をどつかれ、かつ、組事務所から組員が大勢飛び出してきたので、オーナーは怖くて携帯電話で110番通報をしました。そして、警察が来ると、組員は「車は蹴っていない。手を出していない。」とシラをきり、オーナーから一方的に因縁つけられたから、言い返したただだと嘘を並べ立てました。目撃者はおらず、仲間の組員らがその組員に有利に供述しました。目撃者や証拠がなければ、彼らは平気で違法行為をするのです。ですから、1人で対応することは絶対に避けなければいけません。

部 オーナーは警察に暴行の事実を訴えたけど、その供述だけでは警察は暴力団員を逮捕できないのですか。

弁 難しいでしょうね。しかし、警察が暴力団員を逮捕できないからと言って、110番通報が無駄だという訳ではありません。警察が来たからこそ更なる違法行為を防ぐことができたわけですから。

部 判りました。それから、「機能的に行動する」というのはどういうことですか?

弁 それは、複数で行っても烏合の衆であればやはり彼らにやられてしまいます。彼らは、ヤクザや警察と現場でやりあって鍛え上げられた交渉の強者です。いくらでもこちらを追い込む術を持っています。担当者が現場でお互いに顔を見合わせて、どうする?と不安な状態に追い込まれることもあるのです。ですから、こちらも機能的に一体となって行動することが重要なのです。

部 具体的にはどうすればいいのですか?

弁 まず、役割分担を決めます。リーダーを決め、相手への説明・質問に対する回答をすべて担当します。

そして、リーダーが現場での意思決定を単独で行い、彼が面談を打ち切ると言ったら、他の同行者はそれにしたがって躊躇無く荷物を纏めてリーダーに続いて退席をします。そして、同行者は直接に相手方と交渉をしません。

部 「あんたはどう思っているんだよ」と相手から振られたら、どうするのですか?

弁 答えません。リーダーが相手方の質問を引き取って、「部下の個人的見解を述べる場ではありませんから、お答えしません。」と答えればいいのです。

部 では同行者は何をすればいいのですか?

弁 1つめは、やりとりの記録です。ひたすらメモを取ってください。2つめはリーダーのサポートです。リーダーが明らかに誤ったことを言った場合には、その場でリーダーに話しかけて、誤りを伝えてください。それを受けてリーダーが相手に訂正をすればいいのです。

部 相手から、「なに、こそこそしているんだ、直接言えっ!」と言われませんか?

弁 言われるかもしれませんが、無視してください。リーダーが「私から訂正します。」と言って訂正すればいいのです。大事なことは冷静に対応することです。訂正の指摘の仕方も訂正を受けた後の対応も普段の会議のときと同じ平常心で臨んでください。

部 なんだかすごくシステムチックですね。

弁 次に、機能的に行動するために重要なことは、事前の打ち合わせです。何について、どのように、どこまで説明するかを予め打ち合わせで決めてください。ポイントは、こちらの主張を理解するのに十分な説明をすれば足りるということで、相手を納得させる必要はないということです。相手が納得できないと言えば、それはそれで良いのです。平行線で全く構いません。

そして、どういう事態が生じたら、リーダーの決定の下に退席するかを決めておきます。話が堂々巡りになって、話し合いが1時間を超えたらとか、相手が粗暴な言動を繰り返し出したとか、というように決めておきます。

ああっ、また誌面が尽きてしまいました。この続きは次回に。

部 先生、誰と話しているんですか?(きょろきょろ)



弁護士 小川 幸三

身近な法律問題Q&A

法的トラブルは、交通事故などのように面識のない人との間で起こるだけでなく、面識のある者同士でもよく起こります。特に、近隣トラブルや不動産トラブルは、身近な問題ではあるけれども、どのように解決してよいか分からない場合が多いものです。

そこで、よくありそうな身近なトラブルに対する法的対応策をQ&A方式で解説します。

1 この道は通行できないの??

【Q1】 先日、自宅の前の道路を通ろうとしたら、「ここは私有地だから通行するな!!」という看板が立っていました。これまで10年以上も自由に通行していたのですが、やはり私有地だから通行できなくなってしまうのでしょうか?

【A1】 自宅から公道に出るためには当該私有地を通らなければならない場合(袋地)であれば、囲繞地(いにようち)通行権という通行権が法律上認められますので、当該私有地を通行することが可能となります。

また、囲繞地通行権が認められない場合でも、私有地の所有者との間で通行を認める合意(通行地役権の設定契約)があれば、通行することが可能になります。

通行地役権の設定契約がなくても、10年以上自由に通行していたならば、通行地役権の時効取得が成立する可能性はあります。ただ、最高裁判例は、要役地の所有者が承役地上に通路を「開設」することを要件としているので、通行地役権の時効取得が実際に認められることは、ほとんどありません。

2 隣家から伸びた枝や根は切っていいの??

【Q2】 隣家の樹木の枝と根が自宅の庭まで伸びているのですが、私の所有権を侵害している以上、勝手に切ってもいいですよね?

【A2】 自宅の庭の自由な利用が妨げられるわけですから所有権侵害と言えますが、隣家の立場から見ると、自分の所有物である樹木を勝手に傷つけられたことになるので、これも所有権侵害になってしまいます。

このような所有権を巡る相隣関係については民法209条ないし238条で調整が図られています。

まず、樹木の枝については、樹木の所有者に対して、自宅の庭に伸びている枝を切りなさいと請求できるとどまり、勝手に切除することはできません。もし、隣家に請求しても切除してくれないのであれば、訴訟を提起し、強制執行によって切除することになります。



弁護士 石黒 一利

これに対し、樹木の根については、自宅の庭に侵入した部分を自ら切除することができます。

3 共有物を処分するにはどうすればいいの??

【Q3】 祖母は亡くなった曾祖父から田舎の土地建物を相続しているのですが、もう田舎に戻ることはないで、祖母が元気なうちにこの土地建物を処分したいと思っています。しかし、その土地建物には祖母の兄が住んでおり、祖母の兄妹5人の共有となっています。どうしたらこの土地建物を処分できますか?

【A3】 共有物の処分については、共有者全員の同意が必要になりますので、本件のように共有者の一人が共有物である不動産上に居住しているとなると、その人はなかなか処分に応じてくれません。

しかも、共有者の一人に相続が発生すると、相続人の人数次第では共有者が増え、相続が続くとさらに共有者が増えていき、誰が共有者か把握できないという事態が生じることも考えられます。

そこで、民法では共有物分割請求という方法が認められており、共有者間で協議が調わないときには裁判所に分割を請求できます。

共有物の分割は基本的に共有物を持分によって現実に分割する方法によります(現物分割)。

しかし、土地建物など現実に分割できない場合又は分割によって価値が著しく減少してしまうような場合には、裁判所は、共有物全部を競売に付して、その代金を持分割合によって分けるという方法(代金分割)又は特定の共有者に持分を買い取らせる方法(価額賠償)を命じることができます。

4 最後に

身近なトラブルは多種多様であり、どのように対応すればよいかお困りのことも多いはずです。

その場合にはお気軽に当事務所までご相談ください。

以上



債権回収について

最近、企業や個人のお客様から、債権回収についてのご相談をよく受けます。お金を貸したのに返してくれない、商品を売ったのに代金を払ってくれない、頼まれた仕事をしたのに報酬を払ってくれない、など…。

もちろん、担保（抵当権など）があればそれを実行し、保証人が付いていれば保証人に請求します。

では、担保もなく保証人も付いていないような場合には、どのような方法があるのでしょうか。

1 内容証明郵便による請求

まず、内容証明郵便で請求をすることが考えられます。費用もあまりかからず、手軽な方法の1つです。

相手方への心理的プレッシャーとなり、任意の支払いを促す効果が期待できますが、相手方が任意に支払ってくれなければ、この内容証明郵便を送ったことをもって、強制執行をすることはできません。

ただし、内容証明郵便で催告をすることで、一時的に（最大6ヵ月）消滅時効の完成を止めることができますので、消滅時効が迫っている場合には非常に有効です。

2 公正証書の作成

話合いの余地があり、相手方の協力が得られるなら、分割支払契約書や準金銭消費貸借契約書等を作成した上で、その内容を公正証書にすることが有益です。

この場合、「債務者が債務を履行しないときは、直ちに強制執行を受けても異議はない」旨の文言（強制執行認諾文言）を入れることが重要です。これを入れておけば、債務者が債務を履行しないときには、直ちに強制執行に移ることが可能になります。

3 支払督促の申立て

支払督促は、裁判上の手続を利用した簡易な手法です。裁判所書記官に申立てをすれば、裁判所から相手方に対して、「金〇円を支払え」という内容の督促状が届きます。そして、2週間以内に債務者から異議の申立てがなければ、債権者から更に申立てをして仮執行宣言を付けてもらい、債権者はこれに基づいて直ちに強制執行の申立てをすることができます。

相手方の協力が望めない場合において、最も早く強制執行まで辿り着ける方法ですが、相手方から異議が出れば通常訴訟に移行してしまいます。



弁護士 鈴木 哲広

4 訴訟の提起等

相手方がどうしても支払わないような場合には、多少の費用と時間はかかりますが、調停を申し立てたり、訴訟を提起したりするなどの裁判手続を利用することが考えられます。

裁判所という公正な第三者を間に入れて、交渉の場に相手方を引き出すことで、判決に至らずとも、判決と同じ効力を有する和解をすることもできます。それでも支払わなければ、強制執行をすることになります。

なお、訴訟等にはそれなりの時間がかかりますので、その間に債務者の財産が散逸してしまわないように、あらかじめ債務者の財産を保全しておくことも大切です。

5 法的倒産手続の利用

相手方の資産状態があまりに悪く、他にも債権者が多くいるような場合で、少しでも債権の回収を図りたい場合には、最終手段として、破産手続などの法的倒産手続を利用することも可能です。

ただし、債権者が申立てをする場合には自ら予納金を積みねばならず、また、債務者にめぼしい財産がなかったり、自己に優先する債権者がいる場合には、一切配当が得られないこともありますので、注意が必要です。

6 その他の方法

以上の他にも、債務者に対する債権と債務者に対して自己が負っている債務とを相殺する、債務者が第三者に有する債権を譲り受ける、債権の代わりに債権額に相当する物をもらう（代物弁済）、先取特権を行使する等の様々な方法が考えられます。

どのような手段を選ぶべきかは、相手方の資産状態や支払能力の有無、費用対効果、話合いで解決する余地、相手方が争ってくる可能性、相手方との人間関係などの様々な事情を考慮する必要がありますので、お困りの際にはいつでもお気軽にご相談ください。



今年から源泉税が変わります

今年から源泉税の制度が変わります。東日本大震災の復興財源確保のため復興特別税が導入されたためです。

給与や株の配当金、弁護士等の資格者への報酬が支払われる際は、原則として支払者が一定額を天引きして預かって国に納付する源泉徴収制度が取られています。

今までの税額から2.1%分天引きされる金額が増えるため、支払者は今までより多い源泉税を預かる必要があり、受取側は手取り額が減ることになります。

給与なら、社会保険料控除後の金額が30万円で扶養親族ゼロの場合、月額8,250円天引きされていた金額が8,420円となり、170円手取りが減ります。50万円の場合は月額29,280円が29,890円となり610円減ります。それぞれ1回あたりの差額は大きくないかもしれませんが、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間と長期に渡って積み重なっていくことになります。

徴収された源泉税は1年分の所得税の前払として充当されますが、1人当たりの所得税の年税額が2.1%増加す

るため全体として増税です。

弁護士等への報酬に対する源泉税率は、昨年まで100万円以下の報酬につき10%、100万円を超える部分の金額につき20%でした。今年からは10%が10.21%に、20%が20.42%に変わります。

税込手取り10万円の報酬にしたい場合に、これまでは額面を111,111円として源泉税10%を11,111円としてきましたが、今年からは額面111,370円（10万円÷89.79%（=100-10.21））として源泉税は11,370円（111,370円×10.21%）という計算になります。

平成25年分の所得となるものが対象になるので、平成24年分の所得の支払が平成25年になった場合には復興特別税の徴収は不要です。



税理士 藤代 節子

入所挨拶

この度、篠崎・進士法律事務所において、弁護士としての第一歩を踏み出すこととなりました、鶴岡拓真と申します。

私は、弁護士が本当に困っている人のために法律を武器にして戦う人であるということの本で読み、自分もぜひそのような人になりたいと思って弁護士を志し、甲府地裁での実務修習を含む1年間の司法修習を経て、篠崎・進士法律事務所の一員となりました。

私は、様々な方のご助力を得て、憧れの職業であった弁護士となることができました。

た。今後は、恩返しの意味も込めて、自分の持てる限りの力を社会に還元し、多くの方のお力になりたいと考えております。

未だ浅学の身ではございますが、篠崎芳明先生をはじめとする事務所の先生方のご指導を仰ぎながら、あらゆることに挑戦し、依頼者の方の利益を最大限実現できる弁護士を目指して、精一杯精進して参る所存でございます。

皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。



弁護士 鶴岡 拓真

【経歴】
出身高校／千葉市立稲毛高校
出身大学／日本大学法学部
出身法科大学院／日本大学法科大学院
平成24年12月 弁護士登録

当事務所のホームページです。

<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>

当事務所では広報活動の一環としてホームページを開設しております。
ここでは所長及び所属弁護士等の紹介や講演記録等を開示しております。



近況報告



弁護士 篠崎芳明

私が非常勤講師を務めている日本大学ロースクールの合格者が、一昨年の12名から昨年は22名に増加した。大学合格者数順位も上昇した。しかし、私が合格した頃の順位にはまだまだ程遠い。私は、合格者順位の向上に向けて本年も非常勤講師を続ける所存である。母校合格者の中から、若くして優秀な成績で合格した鶴岡拓真君が1月から仲間に加わった。嬉しいことである。



弁護士 進士 肇

千代田区軟式野球連盟2012年春季ストロングカップトーナメント戦（第4部）にて、我がHAWRITZ（ホーリッツ）は準優勝!そして3部リーグへ昇格しました。三菱地所チームに惜しくも(?) 14-5で敗れた決勝戦、私は5回表から2塁の守備に入ってゴロをつさばき、打撃は1四球、1内野ゴロ。全然貢献していませんが、ちゃっかり表彰式にも出ました。また、夏から秋にかけて毎月約80kmの走り込みができたので、2月24日(日)開催の東京マラソンが楽しみです。残る懸念は体重か？



弁護士 小川幸三

生活保護については、一方で、ギリギリの生活をしながらも家族3人生活保護を受けずに頑張っている者もいれば、他方で、暴力団員だと生活保護が受けられないので組をやめたと称する、どうみても就労能力は十分にある元暴力団員が、生活保護を当然の権利だと主張して行政の窓口で騒いでいるのを見るにつけ、釈然としないのを感じます。「税金は払うのではなく、使うものだ」という人がいますが、真面目に税金を支払っている者が馬鹿を見る世の中は間違っていると思います。



弁護士 寺嶋毅一郎

最近、古本屋で小学生のころ愛読していた漫画を買ってしまうことが多い。改めて読み返して、いかに自分が漫画から多大な影響を受けたか思い知らされる。好きだった、こまわり、両さん、カントク、東大通、トシちゃん&きんどーさん・・・ふざけたキャラばかり。仕事では、できればB・Jのようでありたいけれど。



弁護士 杉山一郎

少し前の話ですが、実家に「もしもし一郎だけど」という電話がありました。両親は声が違うためすぐに電話を切りましたが、その後、「高校の名簿が流出したため振り込み詐欺に注意して欲しい」と警察から連絡があったと友人から聞きました。実際の被害は免れたとはいえ、名簿が流出して悪用されたことはとても残念です。



弁護士 中山祐樹

二、三年ぶりに減量に取り組んでいます。前は炭水化物の摂取を全体的に減らすという作戦を取りましたが、今回は、昼食の炭水化物を重点的に減らしています。昼を減らす分、夕食を少し多めに食べてもカロリーオーバーにならず、その結果、夜中の間食も少なくなるので、なかなか効果的です。あとは年末年始のリバウンドを何としても避けたいところです。



弁護士 石黒一利

平成24年新春号で、ゴルフのスコアアップを目指してコンバインドプレーン理論に挑戦すると書いたのですが、全く成果が上がりず、反対にスイングフォームを崩してしまい散々な日々が続きました。そこで、初心に返ってグリップの握り方から見直したところ、最近なんとかスコアが持ち直してきました。何事も「初心忘るべからず」ですね。



弁護士 鈴木哲広

弁護士になり丸2年。入所以来、弁護士として初めて関わった案件に、先日判決が出ました。微力ながら皆様のお力になれていることに充実感を覚えています。1月下旬には、共著の書籍も出版される予定です。また、結婚生活も2年目を迎えました。妻の作ってくれたおにぎりを携え、妻と一緒に出勤し、待ち合わせて帰る毎日です。公私ともに、ますます充実した1年にしていきたいと思います。



弁護士 鶴岡拓真

憧れの職業であった弁護士になることができ、これからの人生に胸が躍るとともに、先人の築いてきた職責に身の引き締まる思いがします。お世話になった方々や同じく弁護士1年生となった仲間と胸を張れますように、事務所の諸先輩方からのご指導を仰ぎながら、より一層の努力を積み重ねて精進して参る所存です。



弁護士 山口和男(客員)

法令の解釈は事件解決の基礎で、これが固まらないと事実の審理は進まない。法務省法制審議会委員に就任時は、新法令の規定の整合性を重視する学者委員の姿勢に感銘を受け、審議会議事録は大切に保存していた。ところが、近時、立法の迅速化の要請から議員立法が増加し、その審理経過の資料の残されていないものが目につくが、そろそろ拙速の是正に目を向ける時期にきているように思える。



弁護士 清水恵介(客員)

昨年は、判例評釈として、「流動動産譲渡担保権に基づく物上代位」(日本法学78巻2号)及び「保佐制度と預金管理」(実践成年後見43号)を公表しました。前者では、最高裁が学界に向けて発した新たな問題提起に対する私なりの回答を示し、後者では、預金規定中の免責約款を有効とした高裁判決を踏まえて現行保佐制度の問題点を指摘しています。



税理士 藤代節子

今年は、復興特別税の導入や、来年の消費税率引き上げに伴う経過措置の指定日が到来するなど、税金の実務上影響の大きいものがあります。昨年は釧路湿原に行ってきたのですが、世界自然遺産の知床まで足を伸ばせなかったのが、今年は3年ぶりに国内世界遺産巡りの再開を目指します。